

〔塵添壘囊抄〕馬尺事

ウルハシクハ曲尺ヲバ、マガリガテト云ベキヲ、略語ニカテト云也、

〔倭訓栞中編二十四〕まがり。曲尺をいへり、かねを略したるなり、

〔新猿樂記〕八御許、夫、飛驒國人也、位大夫大工、名檜ヒツツヤ前杉光、中指者墨笠カシ臂者曲尺、

〔稽徳篇一〕一總じて政道に法と云物あり、法とは大工の曲尺の如し、譬へば此壘を長六尺横三尺と定めたるが如し、然れば京さしを筑紫の果、奥州にて敷ても間に合ぞ、是を曲尺の手を定めたる法と云ぞ、

〔數學類聚上〕曲尺カテ 圖略ス 曲尺一尺ハ、クツラ尺ニテハ、八寸ニ當ル也、古への、

今番匠が家を造るに用るは此尺也、形ちは一別にこしらへて持つ也、横に曲げたる所有り、此曲る所は、四角の矩に合せて拵らへたるもの也、

〔増字番匠往來〕曲尺カテ

〔倭訓栞前編十〕さしがね 矩なり、もと四方の板に刻をつけたる物にて、略して今の曲尺となる

よし、まがりかねと訓す、

〔算法地方大成〕測器用法

一甲所より目的迄の遠さを量るには、略 目的の點より甲所の點まで、カテ曲尺にて長を量り、略 中

但縮圖を畫き、長さを量るには曲尺を用ふ、此餘准じて知るべし、

〔御當家令條二十九〕定

一絹紬之事、壹端ニ付、長大工金にて三丈二尺、幅壹尺四寸、

一布木綿之事、壹端ニ付、長大工かねにて三丈四尺、幅壹尺三寸、

右織物之寸尺、如此御定之上ハ、長幅不足之絹布賣候に於ては、來年四月朔日より、見合候もの可

サシカテ

カテサシ

大工金